

特別会計

病院は経営順調

水源拡充の水道事業

つぎは各特別会計予算について説明申し上げます。

まず市立富士中央病院事業会計であります。昭和三十三年度当初から水道事業と共に地方公営企業法の一部を適用してまいりました。

昭和三十六年度おきましては利益も六百万円程度が見込まれ経営内容は順調にすすんでおります。

昭和三十七年度予算は自己収入による安全な経営を期し、事業収

街から交通事故を追放

富士市交通道徳推進會が市民運動展開

市民を悲惨な交通事故から守るため富士市では、全国に先がけ昭和三十四年三月「市民交通道徳高揚推進協議会」を発足して市民町ぐるみの運動をひろげ良い成果をあげてまいりました。

本年に入りこの従来の組織を更に強化し、市民の共同意識で、交通事故を追放しようとする「富士市交通道徳推進会」ができました。

富士市交通道徳推進会ができてから、近々総会を開き新役員および運動方針を決めて再スタートすることになりました。

この中心の柱は、従来の組織を拡充強化し、新たに市の総合社会教育の一環として取り上げ、これまでが警察中心で行われてきた交通安全

市長選挙は4月25日 市議補欠選挙は4月25日 補充選挙人名簿つくる

申請受付は4月10日から14日まで

富士市長選挙及び富士市議選は、選挙のあるたびに補充選挙人名簿をつくり、四月二十五日(水)に各家庭へ一枚ずつ「十日を名簿調製期間」として作られ、その後に選挙人名簿登録申請書の用紙を添付して、選挙人名簿登録申請書に添付して提出して下さい。

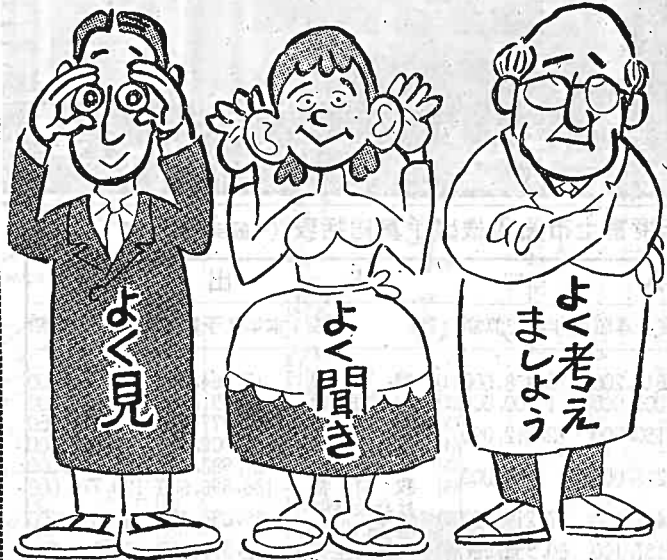
明るい一家



執務時間変わる

四月(月曜日)から市役所の執務時間が、一、午後四時三十分で執務を終了します。

四月一日から(日)は午前八時執務開始、正午から午後一時まで昼休一終ります。



この政治を行うのは、わたしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

森吉正照

入場券の届かない方は「至急ご連絡下さい」

選挙申請書に住所、氏名、生年月日、性別、職業をハッキリ書き認印を押し四月十四日午後五時までに選挙管理委員会(市役所総務課内)へ提出して下さい。

①年令要件：日本人で昭和十七年四月十一日以前に生まれた方

②住所要件：(一)に該当する方で昭和三十七年一月十日以前から引き続き本市に住所を有する方

③その他：(一)及び(二)に該当する方で昨年九月十五日現在に作つた基本選挙人名簿に登録されてない方(選挙人名簿登録申請書の記入注意事項を参照)

このほか(一)及び(二)に該当していても欠格事項のある方は選挙人名簿に登録することはできません。

市内移動者は旧住所の投票所で

こんど配布する入場券は、昨年九月十五日現在に住んでいたところ九月十五日現在作られた基本(一)の属する投票所で投票していただきます。

選挙人名簿にのっている方であらう。

従つて、入場券の住所も投票所も昨年九月十五日現在の住所に書いて書かれています。

入場券がお手元にとどきその後市内移動された方は、投票所を間違えないようにご注意ください。

きれいな選挙で明るい政治

市民課に届出下さい

14日以内に

なお補充選挙人名簿の登録申請書の受付は、四月十日から四月十四日までの五日間で毎日午前八時三十分から午後五時までとなっております。特に時間を早く守って下さい。

春堀 4月10日まで

特に火の元に注意

例年どおり市内のかんがい用水路の水路の砂をいよいよ清掃、修繕のため三月三十一日から四月十日まで「水干し」を実施中です。

特に毎日使つております「洗場の下」が「掃の下」なごの際取り除き入りに砂をいれを行ないきれいにして下さい。

なお春堀の実施期間中は水路に水がありませんので「火の元に」を十分注意して下さい。

また水路「ゴミ」その他流水の支障になるものは絶対に捨てないようお互いに戒めあつて水路をきれいにしましょう。

犬の注射をしましょう

昭和三十一年度春の狂犬病予防注射はつぎの日程で行ないますので最寄りの会場で必ず注射を受けてください。

若し、登録および注射を受けない犬は野犬となされ捕われまうから御承知下さい。

日程および会場はつぎのとおりです。

△四月 日中子会堂(午前九時から正午まで)▽日新会堂(午後一時から三時)▽三日月子浦支所(午前九時から午後三時)▽四月十日十番八番(同)▽五月水戸島中会堂(同)▽六日島中會場(同)▽七日下中会堂(同)▽九日旧松支所(同)▽十日塔の木山神社(同)▽十一日市役所

なお料金は一回につき四百円(登録料三百円、昭和三十七年度補給料百円)です。

国民年金の保険料

有利な前納制度をご利用下さい

被保険者	期間	期日	毎月納めた合	前納した合	差引額
毎月100円の人 (94才までの人)	1年	1年	1,200円	1,170円	90円
		5年	6,000円	5,280円	720円
		10年	12,000円	9,310円	2,690円
毎月150円の人 (95才以上の人)	1年	1年	1,800円	1,760円	40円
		5年	9,000円	7,910円	1,090円
		10年	18,000円	13,970円	4,030円

火災を発見したら

すぐ電話で「火事」と

火災を発見したときはいち早く電話で「火事」と呼んでください。

すぐ消防署へつないでくれます。出ましたら簡単に火災の発生場所と状況をお知らせ下さい。

富士市消防署  
電話(富士)1380番

勤務時間外の電話は

専用電話をご利用下さい

市役所退庁後、市民から電話による問い合わせ等につきましては、たいへん市民の皆様にご迷惑をかけております。そこで今後は、勤務時間外(平日午後五時すぎ、土曜日は午後、日曜、祭日)に市役所へ電話をおかけする場合は下記のように取り決めたのでお知らせします。

- 360番 宿日直室
- 361番 小使室
- 362番 小使室
- 363番 市選挙管理委員会(総務課内)
- 364番 水道課
- 365番 教育委員会事務局
- 2360番 市民課窓口